入札説明書

【一般競争入礼 (最低価格落札方式)】

業務名称:筑波センター 照明器具 LED 化工事

第1 入札手続

第2 工事概要

第3 経費に係る留意点

第4 契約書(案)

第5 様式集

別冊 工事仕様書等

2025 年 11 月 7 日 独立行政法人 国際協力機構 筑波センター

第1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

1. 公告

公告日: 2025年11月7日

2. 契約担当役

独立行政法人国際協力機構 筑波センター 契約担当役 所長 森口 加奈子

3. 競争に付する事項

(1) 工事名称: 筑波センター 照明器具 LED 化工事

(2) 工事内容: 別冊「工事仕様書等」のとおり

(3) 工期 (予定): 2025年12月22日から2026年3月6日まで

(4) 契約履行期間: 2025年12月22日から2026年3月19日まで(工事完了届後の発注者検査、是正、成果物(工事完成図書)の提出までを含む。)

4. 手続全般にかかる事項

(1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、 本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります(以降の文中で参照先に しています)。

$\pm 305 - 0074$

茨城県つくば市高野台 3-6

独立行政法人国際協力機構筑波センター 総務課

【電話】029-838-1113

【メールアドレス】tbictad@jica.go.jp

当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン(jica.go.jp) またはメールアドレスを受信できるように設定してください。メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

(2)書類等の提出方法

入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法は下記 5.~ 15. を参照願います。なお、郵送による場合は簡易書留、レターパック等、配達業者発行の受付記録が残る方法に限ります。持参の場合、上記(1)の受付にて総務課担当者を呼び出してください。受付時間は、土日、祝日を除く毎日、午前 10 時から17 時まで(12:30 から 13:30 を除く)となります。メールによる場合、(1)のメールアドレス宛に送信願います。

5. 競争参加資格

(1)消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則 (調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の 構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人(業務従事者 を提供することを含む。以下同じ。)となることも認めません。

- 1)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画 が発効していない法人をいいます。
- 2)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年 規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者 具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構 成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集 団等を指します。
- 3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成20年規(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けてい る者。具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a)競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止 期間中の場合、本入札には参加できません。
 - b)資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、 入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できま せん。
 - c)資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。
- (2) 積極的資格制限 細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます
 - 1) 国土交通省関東地方整備局における、工事種別「電気設備工事」に係る令和 7,8年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 - 2) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条に基づく建設工事の種類「電 気工事」の建設業の許可(一般建設業又は特定建設業)を受けていること。
 - 3) 国土交通省関東地方整備局管内に建設業法第 3 条に定める営業所が所在すること。
 - 4) 建設業法第 26 条に規定される主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置 できること。また、配置する主任技術者又は監理技術者は、競争参加資格申 請書提出日において競争参加資格確認申請者との間に直接的かつ恒常的な

雇用関係にあり、雇用期間が3ヵ月以上経過している者であること。

- 5)過去10年以内に、建設業法に規定する建設工事の種類「電気工事」の新築工事又は修繕工事若しくは改修工事を1件以上、元請けとして請け負った実績を有すること。
- 6) 配置予定の主任技術者又は監理技術者は、5)に示す工事と同種の工事の施工経験を有すること。
- 7) 共同企業体 共同企業体による競争参加を認めない。

(3) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、4)を提出してください。期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

入札に進んだ競争参加者へ入札会の参加方法を競争参加資格確認申請書に記載頂く担当者連絡先へ電子メールにて案内します。

また、入札に進んだ競争参加者に対し、競争参加資格確認申請書に記載の担当者連絡先へ入札会の参加方法をメールにて案内します。

- 1) 提出期限:2025年12月4日(木)正午まで
- 2)提出場所:上記4.(1)参照
- 3) 提出方法:郵送または持参またはメール添付の PDF で送付(郵送の場合は上記の提出期限までに到着するものに限る)
- 4)提出書類:
 - a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)
 - b) 関東地方整備局一般競争(指名競争)参加資格審査に係る認定通知書 (写)
 - c) 配置予定の主任技術者/監理技術者の資格・経歴(含:検定合格証(写)) (様式任意)
 - d) 類似工事の実績(様式任意)
- 5) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はその代表者のみにメールで通知します。2025年 12月 11日 (木)までに結果が通知されない場合は、上記 4.にお問い合わせください。

6. その他関連情報

(1)入札説明書の一部資料の交付方法

入札説明書の一部(別冊 工事仕様書等)は、下記の内容でメールにて個別に配布します。

1)期間

公告日から 2025 年 12 月 3 日 (水) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9:30 から 17:00 まで(12:30 から 13:30 を除く) の期間

2) 配布方法

資料交付についてメールで依頼ください。依頼にあたっては、メール本文に、申請担当者氏名、電話番号、電子メール アドレスを任意の書式で記載ください。 宛先メールアドレス:上記4.(1)参照 メールタイトル:【資料交付希望】照明器具 LED 化工事 ※資料交付の条件:「機密保持誓約書」(第5様式集参照)の所定の項目に記入・押印の上、持参もしくは郵送またはメール (PDF) にて提出ください。

(2) 現場説明会の開催

競争参加者に対し、具体的工事内容を理解していただくために、工事内容の 説明会を以下のとおり開催します。

1) 日時: 2025年11月17日(月)

1回目 10:00 ~ 11:00

2回目 14:30 ~ 15:30

- 2)場所:独立行政法人国際協力機構 筑波センター スタディ棟3階講堂 茨城県つくば市高野台3-6
- 3) その他
 - (ア)参加希望者は11月14日(金)正午までに電子メールにて、社名、希望する開催回、参加者の氏名を連絡願います。

宛先:tbictad@jica.go.jp

メールタイトル:【現場説明会出席希望】筑波センター 照明器具 LED 化 T事

- (イ) 説明会への参加は競争参加資格の要件とはしません。説明会に出席していない者(社)も競争への参加が可能です。
- (ウ) 留意事項
 - ・参加は 1 社あたり 2 名までとしてください。当センターからの返信メールをもって説明会参加確定とさせていただきます。開催場所のスペースに限りがありますので、予約のない当日の急な参加はご遠慮願います。
 - ・当日説明会場では本件入札説明書の交付はしませんので、必ず事前に入手 の上、持参してください。
 - ・説明会当日の録画はご遠慮ください。パソコン (PC) の持ち込みは随意ですが、会場にインターネット環境はありませんのでご注意ください。

7. 下見積書

提出無し。

8. 入札説明書に対する質問

工事の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、以下(1)及び(2)に従い提出して下さい。質問に対する回答書は、(3)に従い掲示します。

- (1) 提出期限 2025年11月25日(月)正午まで
- (2) 提出方法:電子メール

宛先:上記4.(1)参照

件名:【入札説明書への質問】筑波センター照明器具 LED 化工事

- ・社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを記載。
- ・質問は、表形式で「該当頁」「該当項目」「質問」を記載(第5様式集参照)。
- ・添付ファイルについて、当機構は圧縮ファイルの受信ができませんので、圧縮せずに送信ください。ファイル形式は Word と Excel に限ります。
- ・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。注)公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問及び質問提 出期限を超えてのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さ い。
- (3) 質問への回答方法 質問に対する回答書は、2025 年 12 月 1 日 (月) 16 時までに以下の機構ウェブ サイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

国際協力機構ホームページ (https://www.jica.go.jp/index.html)

- \rightarrow 「JICA について」
- →「調達情報」
- →「公告・公示情報」
- →「各国内拠点(JICA 緒方研究所を含む)における公告・公示情報」 → 「各国内拠点(JICA 緒方研究所を含む)における公告・公示情報 工事、物品購入、役務等 (2025 年度)」
- →「JICA 筑波」

回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金 額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。。

9. 入札執行(入札会)の日時及び場所等

- (1) 日時: 2025年12月16日(火) 午後15時00分から
- (2)場所:茨城県つくば市高野台3-6

独立行政法人国際協力機構筑波センター スタディ棟3階 講堂

※開場は入札会開始時刻の 5 分前となります。JICA 筑波スタディ棟 1 階フ

ロント前にて待機いただき、同時刻になりましたら担当者が会場までご案内 いたします。

- (3)入札会には、代表者若しくは代理人(委任状を要す)の参加を求めます。
- (4)必要書類等:入札会への参加に当たっては、以下書類等をご準備ください。
 - 1) 委任状 1 通 (様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。)
 - 2)入札書 1 通 (様式集参照)、入札金額内訳書 (様式任意)
 - 3) 入札書予備2通(再入札を行う場合に必要。再入札に際しては、入札金額内 訳書は不要。)
 - 4) 印鑑、身分証明書 入札会場で書類を修正する必要が生じた場合に、委任 状に押印したものと同じ印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して 下さい。

なお、代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書等の提示を求めることがあります。

(5) 再入札の実施:

すべての入札参加者の入札金額が機構の定める予定価格を超えた場合はその場で再入札(最大で2回)を実施します。

再入札に参加する(再入札に係る入札書を提出する)者は、上記の委任状に より再入札に参加する権限が委任されていることと、押印された入札書が必 要となりますので、ご留意ください。

10. 入札書

- (1) 持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
- (2)入札書は入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。
 - 1) 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印(個人印についても認めます)。
 - 2) 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者(代理人)名を記載し、代理人の印(委任状に押印したものと同じ印鑑)を押印することで、有効な入札書とみなします。
 - 3)委任は、代表者(代表権を有する者)からの委任としてください。
- (3)入札金額は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」)の額を除いた金額としてください。記入に際しては、桁取り誤り、宛先(発注者名)の記入ミス等に 十分注意してください。
- (4)入札書には、入札金額内訳書(任意様式)を添付してください。
- (5) 入札書及び入札金額内訳書は封入し、封筒には「工事件名」及び応札者の商号

を記載してください。

- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10(消費税等)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。
- (7)入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (8)入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ 入札書を提出したものとみなします。
- (9)入札保証金は免除します。
- (10) 再入札の場合の入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名 捺印し、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入して下さい。再入札の場合、 入札金額内訳書は不要です。
 - 1)代表権者自身による場合は、その氏名及び職印(個人印も認めます。)。(様式 3の1)
 - 2)代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、代理人の氏名及びその者の印。 (様式3の2)

11.入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) 条件が付されている入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

12. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

細則第 17 条第 1 項の規定に基づき、機構が別途定める予定価格の範囲内で、最低額の入札金額を提示した者を落札者とします。

最低入札金額が予定価格を上回っている場合は、その場で再入札を2回まで行います。再入札を2回行っても最低入札金額が予定価格を上回った場合、入札会を終了します。

また、予定価格以下の「最低入札価格」が複数ある場合は、くじにより落札者を決定します。

- (2) 低入札価格調査
 - 1)細則第17条第1項ただし書に基づき、機構が別途定める「低入札価格調査基準」

を下回った入札金額が提示された場合、適正な工事の施工が可能について疑義が 生じるため、低入札価格調査を実施することとし、落札者の宣言は行いません。 低入札価格調査の対象となった応札者は、機構の調査に協力するものとし、機構 が求める資料等を提出するものとします。調査の結果、適正な工事の施工が可能 だと判断された場合、当該応札者を落札者とします。

- 2) 低入札価格調査を経て契約する場合
 - ア) 契約保証金の額は請負代金額の10分の3以上とする。
 - イ) 前金払いの額は請負代金額の20%以内とする。

13. 入札執行(入札会)手順等

- (1)入札会の手順
 - 1)入札参加者の確認

機構の入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求め、 入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は原則として各社1名とし、 これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

2) 入札会参加資格の確認

各出席者から委任状(代表権を有する者が参加の場合は不要)を受領し、入札 事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。

3)入札書の投入

各参加者は、持参した入札書を封入の上、入札箱へ投入します。

4) 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

- 5)入札金額の発表 入札事務担当者が各応札者の入札金額を低い順番から読み上げます。
- 6)予定価格の開封及び入札書との照合 入札執行者が予定価格を開封し、入札金額と照合します。
- 7) 落札者の発表等

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。入札執行者が「落札」、または、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は「不調」を発表します。

8) 再度入札(再入札)

「不調」の場合には再入札を行います。再入札を2回(つまり合計3回)まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は入札会出席者の希望に基づき、休憩を挟む場合があります。

(2) 再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入 札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、入札箱に投函してくださ い。

金		辞				退			円	
---	--	---	--	--	--	---	--	--	---	--

(3)入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者

の指示に従わなかった者は失格とします。

- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者 を決定します。
- (5) 不落随意契約
 - 3 回の入札でも落札者が決まらない場合、契約金額が予定価格(税込)を超えない範囲内で契約交渉が成立した場合、契約を締結することとします。
- (6) 落札者と宣言された者の失格

入札会において落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当 てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定しま す。

- 1) その者が提出した入札書に不備が発見され、11. に基づき「無効」と判断された場合
- 2)入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合

14. 契約書作成及び締結

- (1) 再入札を行った場合は、落札者から、入札金額内訳書(任意様式)の提出をいただきます。
- (2)「第3 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約書(案)第4条第1項第4号又は第5号による場合は、契約保証金を免除します。
- (3)契約条件、条文については、「第3 契約書(案)」を参照してください。なお、 契約書(案)の文言に質問等がある場合は、「8.入札説明書に対する質問」の 際に併せて照会してください。

15. 情報の公開について

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html) 競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1)公表の対象となる契約相手方取引先 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職してい

ること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就 職していること

b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を 占めていること

2) 公表する情報

- a)対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b)直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c)総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、 次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満
 - 2分の1以上3分の2未満
 - 3分の2以上
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

16. その他

- (1)機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、 本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写または他 の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者、または入札会で落札に至らなかった者はその理由について、前者については通知日の翌日から起算して7営業日以内、後者については入札執行日の翌日から起算して7営業日以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4.担当部署等(1)書類等の提出先」までご連絡ください。
- (3)辞退する場合

競争参加資格有の確定通知を受け取った後に、入札への参加を辞退する場合は、遅くとも入札会1営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。

宛先:tbictad@jica.go.jp

件名:【辞退】(法人名) _ 筑波センター 照明器具 LED 化工事

(4)誓約事項

競争参加者は、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないことについて誓約していただきます。誓約は、入札書の提出により行っていただきます。

1) 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関

係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等 (各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応 に関する規程(平成24規程(総)第25号)に規定するところによる ものとし、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的 勢力」という。)である。

- 2) 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である。
- 3) 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- 4) 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正 の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢 力を利用するなどしている。
- 5) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等 を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会 的性勢力の維持、運営に協力し、又は関与している。

第2 工事概要

1. 工事名称

筑波センター 照明器具 LED 化工事

2. 工事対象施設概要

(1) 名称

独立行政法人国際協力機構 筑波センター

(2) 工事場所

茨城県つくば市高野台 3-6

(3) 敷地面積

48, 346. 32 m²

(4) 用途地域

第一種中高層住居専用地域、第二種住居地域

(5) 工事対象範囲

工事別種別	主たる工事項目		
建築工事	(1) 仮設工事		
電気設備工事	(1) 既存照明器具撤去		
	(2)照明器具更新		
機械設備工事	なし		

(6) 建物概要

図表1のとおり。

図表1:建物概要

	●けやき	●宿泊棟	●エネルギ	●スタディ	野菜実習棟	
棟名					五大五体	
	(管理)棟		ーセンター	(研修)棟		
竣工年	1980	1980	1980	1980	1980	
建築面積㎡	2, 305. 17	922. 08	340. 74	1, 037. 00	538.00	
延床面積㎡	4, 896. 71	4, 673. 09	651. 78	2, 988. 53	538.00	
構造	鉄筋コンク	鉄筋コンク	鉄筋コンク	鉄筋コンク	鉄筋コンク	
	リート造	リート造	リート造	リート造	リート造	
規模	地上3階	地上5階	地上2階	地上3階	地上1階	
1+ 5	灌漑排水実	拉作中回往	●農業機械	●乾燥籾摺棟(農	●農業機械	
棟名	験棟	稲作実習棟	実習棟	機具等資材庫)	庫	
竣工年	1980	1980	1980	1980	1980	
建築面積㎡	747. 00	492.00	782. 21	294. 30	450.00	
延床面積㎡	1, 306. 85	492.00	1, 605. 65	294. 30	450.00	
構造	鉄筋コンク	鉄筋コンク	鉄筋コンク	分马生	鉄骨造	
	リート造	リート造	リート造	鉄骨造		
規模	地上2階	地上1階	地上3階	地上1階	地上1階	

^{※●}印は工事の対象となる建物を示す。

(7) 設備概要

図表2のとおり。

図表 2:設備概要(本工事に関連する設備のみ抜粋して表示)

●照明設備	避難誘導·警報設備	中央監視設備
●照明制御器具	誘導灯	中央監視装置
非常照明器具	自動火災報知機	照明制御システム

※●印は工事の対象となる設備を示す。

3. 主な工事内容

本工事は未更新の照明器具を LED 照明器具に更新する工事である。ランプのみ更新済みの一部照明器具も LED 一体型へ更新する。更新後の照明器具は別途配布の別冊資料を参照。

別冊資料 (別途配布):

工事仕様書

別添1 工事概略図

別添2 工事工程表

別添3 参考数量調書

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

入札金額内訳書の提出に当たっては、別冊 工事仕様書等の内容を十分理解した うえで、「参考数量調書」を参考に必要な経費を積算してください。積算を行う上 での留意点は以下のとおりです。

(1) 経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成は以下のとおりとします。

- 1)直接工事費
- 2) 共通仮設費
- 3) 現場管理費
- 4)一般管理費
- ※出精値引き等の費目の追加記載は行わず、値引きする場合でも一般管理費の中に 含めてください。
- ※工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険 及び 雇用保険をいう。)の事業主負担額を算出できる場合は、工事価格の内数として 記 載できるものとします。
- (2)入札金額 課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110 分の100 に相当する金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた 金額で行います。

なお、入札金額の全体にその100分の10に相当する額を加算した額が最終的 な契約金額となります。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。 工事完了届に基づき 発注者による完成検査及び成果物等の検査の結果合格した場合、発注者は受注者 からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払う。

3. 支払条件

(1)前金払

請負代金相当額の40%に相当する額以内を限度とする。

(2) 部分払・部分引渡し等

部分払、部分引渡しなし。工事の完了及び成果物等の検査の結果、合格した場合に、発注者は受注者の請求に基づき、契約書に定められた額を支払う。

4. その他留意事項

(1)受注者の責によらない止むを得ない理由で、工事量を増加・減少する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当部署と相談してく

ださい。

(2) 工事の入札金額内訳書の書式について

設計図、仕様書に基づき、別途配布される資料「参考数量調書」の工事項目を 参考に、直接工事費の工種区分、費目、種別、細別、単位、数量、単価及び金 額が分かるように記載する。

* 参考資料としては、官庁営繕:公共建築工事内訳書標準書式 - 国土交通省 (mlit.go.jp)を参照のこと

第4 契約書(案)

1 エ 事 名: 筑波センター 照明器具 LED 化工事

2 工事場所: 独立行政法人国際協力機構筑波センター

茨城県つくば市高野台 3-6

3 工 期: 自 2025年12月22日

至 2026年3月6日

4 契約履行期間: 自 2025年12月22日

至 2026年3月19日

5 請負代金額: 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額:〇,〇〇〇,〇〇〇 円)

6 契約保証金: 0,000,000 円

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通 を保有する。

2025年12月日

発 注 者 独立行政法人国際協力機構 筑波センター

契約担当役 所長 森口 加奈子 印

受 注 者 住 所

商号

役職及び氏名の印象を表現しています。

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計 図書(別冊の仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同 じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、本契約(この約款及び設計図書を内容とする 工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により 行わなければならない。
- 5 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。
- 9 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 本契約に係る訴訟については、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。
- 11 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、本契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 12 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、工事を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する 他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につ き、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、 当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、本契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示する

ものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、 直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1)契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は 発注者が確実と認める金融機関等の保証
 - (4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約 の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用 する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)で あって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずること ができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第 13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分

払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保 の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、こ の限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務)

- 第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。
 - (1)健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、 当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができ る。
 - (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難と なる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。) を、受注者が発注者に提出した場合
 - (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難と なる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、

受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号口に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
 - (2) 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号口に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限 とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書 に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 本契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾 又は協議
 - (2)設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が 作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2 名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそ

れぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の 一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなけれ ばならない。

- 4 第 2 項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。 これらの者を変更したときも同様とする。
 - (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者
 - (3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、本契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、 同条第3項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく 受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締 り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた 場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることが できる。
- 4 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。 以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第 11 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、本契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する 現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認 められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を とるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前 2 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発 注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求 することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について 決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならな い。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日 以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場 外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第 14 条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について 見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合 し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書に おいて見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は 工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真 等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以 内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたとき は、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等 の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第 15 条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以 内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に 種類、品質又は数量に関し本契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発

見することが困難であったものに限る。) などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは 請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなけ ればならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又は その返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しく は原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、 監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な 用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図 書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、 当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その 他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注 者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発 注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去 せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注

者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第 3 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受 注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員が その改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、 当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によると きは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、 又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された 自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別 な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事 実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。 ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことが

できる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要がある と認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行 わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、 必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損 害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容 を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の

続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第22条 受注者は、天候の不良、第二条の規定に基づく関連工事の調整への協力その 他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することがで きないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求す ることができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮 変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に 通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合 にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工 期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受 注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に 通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協 議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知 することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に 日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となった と認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物 価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
 - ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が 定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動 を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定 によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 30 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、 受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の 請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、 受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知 しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項ただし書若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注

者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、 当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができ ないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物 又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、 受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の 負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところに より、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合に はその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額 とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについ て、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点に

おける工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より 少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に 通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用 を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、 受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内 に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するた めの検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合 において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知し て、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請

負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第33条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。 第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求すること ができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって 使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以

内に前払金を支払わなければならない。

- 4 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著し く不適当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額 を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合 には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、同項の期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256条)に規定する利率(以下「本利率」という。)の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第36条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法 であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を 講ずることができる。この場合のいて、受注者は、当該保証証書を寄託したものと みなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に 代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、 修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費 以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第38条 (削除)

(部分引渡し)

第39条 (削除)

(債務負担行為に係る契約の特則)

第 40 条 (削除)

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第 41 条 (削除)

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第 42 条 (削除)

(第三者による代理受領)

- 第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(第39条において準用する場合を含む。) 又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

- 第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第45条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないとき は、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1)履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4)前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行 の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、 必要があるときは、本契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者に損害を及 ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

- (4) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 本契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者が本契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の 履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契 約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間 内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受 注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条 の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがな いことが明らかであるとき。
- (8)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等(各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところによるものとし、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第51条又は第52条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合に はその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の

- 代表者をいう。以下この号において同じ。)が反社会的勢力であると認められる とき。
- ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。
- ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 二 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたと認められるとき。
- ホ 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- へ 役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなど しているとき。
- ト 役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- チ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が イからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結し たと認められるとき。
- リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

- 第50条 第4条第1項の規定により本契約による債務の履行を保証する公共工事履行 保証証券による保証が付された場合において、受注者が第47条各号又は第48条各 号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基 づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求するこ とができる。
- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以

下この条において「代替履行業者」という。)から発注者に対して、本契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、 代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1)請負代金債権(前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)
- (2) 工事完成債務
- (3) 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。
- (4) 解除権
- (5) その他本契約に係る一切の権利及び義務(第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項 各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、本契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(受注者の催告による解除権)

第51条 受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。 ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念 に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第52条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除する ことができる。
 - (1)第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2)第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の3(工期の10分の3が4月を超えるときは、4月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後2月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 53 条 第 51 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第54条 発注者は、本契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、本利率で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、本契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、本契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、本契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去 せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注

者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、本契約の解除が第 47 条、第 48 条又は次条第 3 項の規定によるときは発注者が定め、第 46 条、第 51 条又は第 52 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後に本契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第 47 条又は第 48 条の規定により、工事目的物の完成後に本契約が解除されたとき。
 - (4)前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務 の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請 負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わ なければならない。
 - (1) 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前に本契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平

成 11 年法律第 225 号) の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)が本契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、本利率で計算した額とする。
- 6 第 2 項の場合 (第 48 条第 9 号及び第 11 号の規定により、本契約が解除された場合を除く。)において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(重大な不正行為に係る違約金)

- 第55条の2 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権 行使の有無にかかわらず、受注者は、請負代金額の10分の2に相当する金額を違約 金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。
 - (1)次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法(明治 40年法律第 45号)第 198条(贈賄)に違反する行為を行い刑が確定したとき。
 - イ 本契約の履行にかかる便宜を得る目的
 - ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約 の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間 中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金 銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。)
 - (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の履行に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年4月14日法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (3)公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の履行に関して独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4)受注者又は受注者の意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、 その役員又は使用人)が、本契約の履行に関し、刑法第96条の6(公契約関係競売

等妨害)、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条1号及び2号に違反する行為を行い刑が確定したとき。

- (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者(受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか)が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項 の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の 金額は契約金額の10分の2を下ることはない。
- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、 発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるも のとする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第55条に規定する違約金及び賠償金とは 独立して適用されるものとする。
- 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第1条第12項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して本条第1項から第3項までに規定する違約金及び賠償金を請求せず、又は当該債務の一部を免除することができる。ただし、第2号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。
- (1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、 違反行為への関与が認められない者
- (2) 第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、 当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員(以下「免責構成員」という。)がいる場合は、当該共 同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払 う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の履行が完了した後も引き続き効力を有する。

(調査・措置)

第55条の3 受注者が、第48条第1項各号又は第55条の2第1項各号に該当すると 疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注

者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならない。

- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を確認し、事実の有無を判断する ものとする。この場合において、発注者が調査のために必要であると認めるときは、 受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができ る。受注者は、正当な理由なくこれを拒否してはならない。
- 3 発注者は、必要があると認められるときは、本契約の履行に要した経費の支出状況等について、本契約期間中の検査を行うことができる。
- 4 発注者は、第48条第1項各号又は第55条の2第1項各号に該当する不正等の事実 を確認した場合は、必要な措置を講じることができる。
- 5 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表すること ができる。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第56条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第51条又は第52条の規定により本契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の 履行が不能であるとき。
- 2 第 33 条第 2 項 (第 39 条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の 支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、 本利率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第57条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、 発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を 負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不 適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることが できる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等

当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる 契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる 請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適 合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合がある ことを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督 員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、 請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当である ことを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

- 第58条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付 したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(秘密の保持)

第58条の2受注者(下請負人を含む。以下本条において同じ。)は、本契約を履行する上で、発注者その他本契約の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の

情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏 洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
- (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
- (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
- (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
- 2 受注者は、秘密情報について、本契約の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
- 3 受注者は、本契約に従事する者が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反 行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を 講じるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務 所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切であ る場合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本契約の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む 書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製 物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できない よう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなけ ればならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の履行が完了した後も引き続き効力を有する。

(個人情報保護)

- 第 58 条の 3 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報(「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。) 第 2 条第 5 項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。) を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。
 - (1) 本契約に従事する者に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、あら

かじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

- イ 保有個人情報について、改ざん又は本業務の履行に必要な範囲を超えて利用、 提供、複製してはならない。
- ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
- (2) 本契約に従事する者が前号に違反したときは、受注者に適用のある独立行政法人個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、本契約に従事する者に周知すること。
- (3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。
- (4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細則(平成 17 年細則(総)第 11 号)を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講ずるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。
- (5)発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
- (6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、 速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
- (7) 受注者は、本契約の履行の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本契約の履行が完了した後も引き 続き効力を有する。

(中立性、公正性の保持等)

- 第58条の4 受託者は、本契約が、日本国の政府開発援助の一環として行われるものであることを認識のうえ、誠意と自覚をもってその履行に専念するとともに、当該業務に関して生じる請負業者、製造業者及び供給業者との関係において、中立性を保持しなければならない。
- 2 受託者は、本契約に基づき委託者から支払を受ける場合を除きいかなる者からも

本契約の履行に関し、又はその結果として、一切の金品を受領してはならない。

3 受託者は、前各項に規定するもののほか、委託者が別に定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」及び「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」を踏まえて行動しなければならない。

(契約の公表)

- 第 58 条の 5 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。
- 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
- (1)発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
- (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
- (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)
- (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
- (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第13章第7節の規定される情報が、発注者の財務 諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(あっせん又は調停)

- 第 59 条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他本契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による中央建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、 専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等 の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争について は、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定 により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条 第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項 のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第60条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 61 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第62条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

第5 様式集

No.	名称	ダウンロード先等
様式1	競争参加資格確認申請書	当機構ウェブサイト(下 記
様式 2	委任状	URL) よりダウンロー ド可
様式3の1	入札書(代表権を有する者	能です。
	が出席の場合)	
様式3の2	入札書(代理人を立てる場	
	合)	
様式4	機密保持誓約書	
様式 5	質問書	
様式 6	仲裁合意書	本件公告に別ファイルで
		掲載しています。

➤ 様式1~5のダウンロード先:

 $\frac{\text{https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.htm}}{I}$

なお各様式には下記のとおり書き換えてご使用ください。

宛 先:独立行政法人国際協力機構 筑波センター 契約担当役 所長

件 名: 筑波センター 照明器具 LED 化工事

公告日: 2025 年 11 月 7 日

※ 調達管理番号 (△△a△△△△) は記入不要です。

(様式6)

[裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

仲 裁 合 意 書

工事名

工事場所

20 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 中央建設工事紛争審査会

[管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。]

20 年 月 日

発注者 印

受注者 印

仲裁合意書について

(1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約 する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、 たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはでき ない。

(2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という。)は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会(以下「都道府県審査会」という。)は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、3人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも1人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲 裁法の規定が適用される。

手続・締切日時一覧(筑波センター 照明器具LED化工事)

公告日 2025/11/7

メール送付先	tbictad@jica.go.jp

No.	入札説明書該当箇所	授受方法	提出期限、該当期間	メール件名	備考
1	資料交付の申請	メール	公示日から2025年12月3日 (水) 17:00まで	【資料交付希望】筑波センター 照明器具LED化工 事	申請メールに「機密保持誓約書」を添付して提出く ださい。
2	現場説明会の参加申請		2025年11月14日(金)正午までに申請 (現場説明会2025年11月17日(月)10時00分~11時 00分及び14時30分~15時30分)		茨城県つくば市高野台3-6 JICA筑波スタディ棟3階 講堂
3	入札説明書に対する質問の提出	メール	公告日から11月25日(月)の正午まで	【入札説明書への質問】筑波センター 照明器具 LED化工事	-
4	質問に対する機構からの回答掲載	-	2025年12月1日(月)16時00分以降	_	JICAがHPに掲載。但し、質問がない場合は、掲載は ありません。
5	競争参加資格申請書の提出	メール	2025年12月4日 (木) 正午まで		2025年12月11日(木)正午までに入札会への参加方法を競争参加資格確認申請書に記載いただく担当者連絡先へ電子メールにて案内します。
6	入札執行(入札会)の日時及び場所等	JICA筑波	2025年12月16日 (火) 15時00分		茨城県つくば市高野台3-6 JICA筑波スタディ棟3階 講堂